

令和元年9月2日

告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 5 号に基づき、マッチメーカーである清水博（ライセンス No.37376）氏をライセンスの無期限停止処分とする。

※処分解除については清水氏の反省の意、並びにトラブルとなっている状況の改善度合いなどを総合的に勘案して J B C が決定する。

理由： 清水博マッチメーカーは、平成 31 年 1 月 18 日、ニューヨークで行われた I B F 世界スーパー・バンタム級タイトルマッチに出場した高橋竜平（横浜光）選手のマッチメイクを手掛けた際、ファイトマネーや航空券などにおいて横浜光ジムに対し虚偽の報告をし、また国外関係者との交渉を担当するマッチメーカーとの間でも仲介手数料の不払いなどでトラブルを起こした。にもかかわらず事態の收拾に尽力することなくマッチメーカーとして各関係者に対し誠意ある対応をとらなかった。

このことはボクシング界の秩序を著しく貶める行為であり、当財団は清水博マッチメーカーをライセンスの無期限停止処分とする。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション